

第3回美里町総合教育会議議事録

日 時 平成28年9月27日(火曜日)午後4時27分開議

場 所 美里町役場本庁舎3階会議室

会議構成員

町 長	相 澤 清 一
教 育 委 員 会 委 員 長	後 藤 眞 琴
教 育 委 員 会 委 員	成 澤 明 子
教 育 委 員 会 委 員	千 葉 菜穂美
教 育 委 員 会 委 員	留 守 広 行
教 育 委 員 会 教 育 長	佐々木 賢 治

美里町総合教育会議事務局

総 務 課 長	伊 勢 聡
総務課秘書室総合調整係長	伊 藤 博 人

意見聴取者

教育次長兼教育総務課長	須 田 政 好
教 育 総 務 課 長 補 佐	早 坂 幸 喜

議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 協議事項

(1) 美里町いじめ防止基本方針案の修正について

(2) いじめ防止等を推進するための附属機関等の設置について

第4 その他

第5 閉 会

午後4時27分 開会

日程第1 開 会

- 総務課長（伊勢 聡） 皆様、本日は大変御多忙のところ御参集をいただきましてまことにありがとうございます。

定刻前ではございますが皆様おそろいでございますので、ただいまから平成28年度第3回美里町総合教育会議を開会させていただきます。

日程第2 挨拶

- 総務課長（伊勢 聡） 初めに相澤町長から御挨拶を申し上げます。
- 町長（相澤清一） どうも皆さん、こんにちは。大変御苦労さまでございます。きょうの会議の前に教育委員会の会議ということで、本当に重ね重ねお疲れのところ御出席を賜りましたことに感謝を申し上げます。

きょうは、教育委員会から申し出がございました開催依頼に基づきまして、前回の協議でさまざまな調整なども含めて会議を開くということでございますので、お願いを申し上げます。

また、昨日で議会も終了いたしまして、きのうは打ち上げということでございましたけれども、そういうふうな中でいろいろと御議論ありました。特に、学校の統合の問題につきましては、きのう中埜地区でも話し合いがされたということでございます。教育委員の皆さんには、これから何十回とかけて住民の皆さんの意見、意向を聞くということでございましたので、それがしっかりと進むようお願いを申し上げたいと思っております。私たちもそれに向かって教育委員会の方向性をたどりましたらば、しっかりと私たちも頑張ってまいりたいと思いますので、今後とも御協力、御理解をいただきたいと思いますと思っております。

簡単ですけれども、私からの挨拶とさせていただきます。きょうはよろしくお願い申し上げます。

- 総務課長（伊勢 聡） 続きまして、後藤教育委員長から御挨拶をお願いいたします。
- 教育委員長（後藤真琴） 皆さん、こんにちは。

きょうの総合教育会議では、美里町いじめ防止基本方針案について再度協議することになっています。いじめは人権を侵害し、個人の尊厳をないがしろにするものです。美里町においては、町が一丸となっていじめを防止するために、いじめを早期に発見し、いじめの芽を摘むように努め、またいじめが発見され通報を受けた場合には速やかに適切な措置をとるような仕組みを構築しなければなりません。その基本となるものが美里町いじめ防止等基本方針です。

よろしくお願いいたします。

- 総務課長（伊勢 聡） ありがとうございます。

初めに、本日の議事録署名委員の選出について、事務局のほうからお諮りをいたします。

本日の会議における議事録の署名につきましては、成澤委員、留守委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 総務課長（伊勢 聡） ありがとうございます。

日程第3 協議事項

- 総務課長（伊勢 聡） 次に、次第の3、協議事項に入りたいと思います。

本日の協議事項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第4項及び美里町総合教育会議設置規則第4条第2項の規定により、平成28年9月20日付で教育委員会から依頼のありました2点の事項について協議をいたします。

初めに、1点目の美里町いじめ防止基本方針案の修正についてを協議いたします。

資料について、教育委員会から御説明をお願いいたします。

- 教育委員長（後藤眞琴） 教育次長から説明していただきます。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（伊勢 聡） 教育次長。
- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、御説明を申し上げます。

さきにお配りをさせていただきました美里町いじめ防止等基本方針の資料について確認をお願いします。

今回、協議事項としてお願いしました美里町いじめ防止基本方針案の修正につきましては、8月17日の総合教育会議で御協議をいただきました。その後、議会全員協議会におきまして議会議員に説明を申し上げ、御指摘事項等をいただき、その後9月15日でございますが、教育委員会の臨時会で再度審議をしたところ修正箇所が発生しましたので、その内容について、本日総合教育会議の中で町長との協議、調整を行わせていただきたいと思いますと考えてございます。

変更の内容について申し上げます。

まず、1点目は表題でございますが、協議事項でお願いしました美里町いじめ防止基本方針という名称を美里町いじめ防止等基本方針、「防止」の後ろに「等」を追加したいという考えでございます。これは、議会全員協議会の中で御指摘がありましていじめ防止基本方針という名称とその内容が、なかなか不一致といいますが防止だけの基本方針ではなく、どちらかとい

うと防止も入っていますが、発生したときの早期の対応、対処等についての記述が多くを占めているので、表題と一致しないのではないかという御意見をいただき、それを受けて教育委員会で協議したところ、美里町いじめ防止等と、表題のところに「等」を入れるというほうが適切ではないかと考えたゆえでございます。

それから、同じく議会全員協議会で御指摘いただきましたのは4ページでございますが、4ページの一番上の(2)美里町いじめ防止対策連絡協議会の設置でございます。この美里町いじめ防止対策連絡協議会を設置し、その構成としまして民生児童委員を追加してございます。こちらのほうも議会全員協議会で御指摘があり、事情等に詳しい民生児童委員を追加したいということで、教育委員会で協議したところ追加したほうがよいだろうということで前回の内容から追加をしてございます。

それから、次につきましては、それぞれ表現の方法等を変えた内容でございますが、まず最初は「初めに」の「基本的な考え方」、こちらのほうを町としての考えをきちんと出すように書き直しをしてございます。内容等方向性につきましては同じでございますが、それを読みやすい形で書き直しをさせていただいたところでございます。

それからもう一点目は、全体にわたり表現をわかりやすく読みやすく修正をしてございます。例えば前回までは、である調で表記していましたが、町民の方に読んでいただく場合、である調ですと何となく上から目線という形に受けとめられますので、ですます調に変更をしてございます。

それから、私どもの怠慢でございましたが誤字脱字等が結構ございましたので、それらについても修正をさせていただきました。

それから、同じく表現の統一等を図ったという内容でございます。

以上、このような修正箇所が発生しましたので、昨日お配りさせていただきました美里町いじめ防止等基本方針、11ページからなるものでございますが、こちらのほうを提出させていただき、本日の総合教育会議の中で協議、調整が調いました後には9月30日付で起案をし、制定していきたいという考えでございますので、協議、調整よろしく願います。以上でございます。

- 総務課長（伊勢 聡） それでは、ただいまの説明について何か御意見、御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。町長。
- 町長（相澤清一） 今次長から説明ありましたけれども、議会全員協議会でいろいろな意見が出たのは大体入れたと、そういう調整をしたということでよろしいんですか。はい。そして、

あとまた教育委員会の中で再度議論をして詰めた。今までいろいろな御意見があったのをしっかりとまとめて、私もずっと読んでいたんですけども大分読みやすくなったなと、理解がしやすくなったなということでございますので、総じて私はこのような方向でよろしいかと思っております。

○総務課長（伊勢 聡） それではただいまの町長からの質問等につきまして、教育委員長お願いします。

○教育委員長（後藤眞琴） 町長がおっしゃられたとおりでございます。

○総務課長（伊勢 聡） ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いいたします。

ないようでございますので、次に協議事項２点目のいじめ防止等を推進するための附属機関等の設置についてを協議いたします。

資料について、教育委員会からご説明をお願いいたします。

○教育委員長（後藤眞琴） 教育次長から説明していただきます。よろしくお願いします。

○総務課長（伊勢 聡） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（須田政好） それでは、協議の（２）いじめ防止等を推進するための附属機関の設置について御説明申し上げます。

資料の美里町いじめの防止等に関する協議会等条例（案）についてごらんください。

こちらにつきましては、先ほど調整いただきました美里町いじめ防止等基本方針に基づき、そちらで述べております３つの機関の設置について条例で規定するものでございます。

１つは、第２章に記述しています美里町いじめ問題対策連絡協議会、２つは第３章の美里町いじめ防止対策委員会、３つ目は…目次のところの第４条は間違っていますね、第４章に記述しています美里町いじめ問題再調査委員会でございます。

まず、第２章につきましては、当いじめ防止対策推進法でございますが法……第が抜けています、済みません。第１４条第１項の規定に基づき、美里町いじめ問題対策連絡協議会を設置するものでございます。

こちらのほうの所掌事務につきましては、いじめ防止等基本方針にも述べているとおりでございます。こちらのほうから抜粋をし、記載してございます。

組織につきましては、２０人以内で構成することを考えてございます。この構成につきましても基本方針のほうから抜粋し、それをまとめたものでございます。

任期は２年としています。

それから、会長、副会長につきましては、それぞれ互選によって決めていくという考えです。

それから、会議につきましては会長が招集し、その会長が議長となる。年間3回、各学期ごとに開催を予定してございます。連絡協議会でございますので、この構成員には各学校の小中学校長を入れてございます。そちらのほうからいろいろと情報を提供していただきながら、そこで発生しているいろいろな事案等について意見交換、情報交換を行うという形で、年1回、2回ではちょっと少ないと考えています。3回くらいを考えていきたいと思っています。

それから、庶務につきましては第9条でございますが、子ども家庭課において処理すると規定してございます。

次、2つ目の美里町いじめ防止対策委員会でございます。

こちらのほうにつきましては、教育委員会の附属機関として設置するものでございます。こちらは法律第28条第1項の規定に基づくものでございまして、所掌事務としましては先ほどの連絡協議会と教育委員会の連携がきちんととれるように附属機関を設置し、こちらのほうでの調整を行っていただくというのが1つと、それから、重大事態が発生した場合に学校等でも調査を行います、それで不足する場合に対してその重大事態の調査を行うという2つの機能を持っています。

構成につきましては、こちらの基本方針に述べました構成で考えてございます。

任期は先ほどの協議会と同じく2年でございます。

その次のページになりますが、庶務に関しましては教育委員会の教育総務課で行います。会議につきましては、こちら最低学期ごとに1回の年3回を予定してございます。ただし、こちらにつきましては、その都度その都度解決しないいじめが発生した場合には、こまめに開催を考えていきたいというふうに思っております。

次に、5ページ目の第4章のいじめ問題再調査委員会でございますが、こちらのほうにつきましては法第30条第2項に基づくものでございます。こちらは重大事態が発生した場合に学校及び先ほどの教育委員会の附属機関で調査を行います、その調査内容について町長が再度調査をしなければいけないと、その必要性を感じたときに設置するものでございます。先ほどの連絡協議会とそれから教育委員会の附属機関の委員会については常時設置をしますが、こちらのほうの再調査委員会につきましては、事案の発生したときにそのときに町長が設置するという形で考えてございます。

委員については10人以内ということで、外部内部の委員で構成することを考えてございます。そこには、再調査となりますので専門的な知識を持った委員の方で構成をしていきたいという

考えです。こちらのほうの庶務につきましては、子ども家庭課にお願いしたいと考えてございます。

以上3つの機関につきまして、条例で制定するものでございます。

なお、大変申しわけないんですが、先ほどの修正いただきました文字等を含めて修正するところが多々あると思います。まず、1カ所目につきましては、目次のところの第1章、第2章とあります。第2章美里町いじめ問題対策連絡協議会の括弧書きのところですが、これは前の数字をそのまま使いまして修正をしていません。2条から10条までの間違いです。そして、第3章のいじめ防止対策委員会については、括弧第11条から第19条までの誤りでした。それから先ほどおわびしました第4条ではなく第4章で、美里町いじめ問題再調査委員会につきましては、括弧第20条から第24条までということで、最初から誤っておりましたが大変申しわけございません。

あとそれから、第2章の本文の第2条、法とありますけれども、法第14条の誤りでございまして、14条の前に「第」を入れていただきたいと思います。済みません、第3条も同じく「第」が抜けてございました。それから、第2章の表題があります美里町いじめ問題対策連絡協議会と第2条の間に（設置）という、3ページの第11条の上に書いている（設置）というのも抜けてございまして、大変申しわけありません。この辺の字句の修正につきましては修正をさせていただきます、次の議会の会議のほうの上程に準備をしていきたいと考えてございます。

このような内容で3つの機関を設置してよろしいのか、本日の総合教育会議の中で協議、調整をお願いしたいと思います。

- 総務課長（伊勢 聡） それでは、ただいま協議事項の2点目について教育次長から説明をいただきましたが、説明につきまして何か御意見、御質問等はございますでしょうか。町長。
- 町長（相澤清一） この案がしっかりと固まったら12月の定例会、12月会議で提案をするということではよろしいんですか。
- 総務課長（伊勢 聡） 教育次長。

- 教育次長兼教育総務課長（須田政好） 次の会議、12月会議にお願いしたいと思っています。

しかし、その前に会議が開かれた場合には出せるような準備を進めていきたいと思っています。

- 総務課長（伊勢 聡） ただいま教育次長から話がありました12月会議の前に11月28日に会議があるということで本日決定いたしております。
- 町長（相澤清一） そのときは1点しかないんだろうね。

- 総務課長（伊勢 聡） 人勸と条例と、あとは補正予算が各会計。
 - 町長（相澤清一） 何個かあるの。
 - 総務課長（伊勢 聡） 全部の会計に人件費があるのでそれを。あと年間の人事異動もあるので、それらの全部調整をするものです。（「何時からになりますか」の声あり）本会議は10時です。
 - 町長（相澤清一） そんなに難しい議案ではないので、そこに向かって調整をしていただいて、誤字脱字、議員の方々はしっかりと見ていますので、この間も施策の成果で38カ所、特に教育委員会が間違っていたようだから、その辺で一関の市長は10%減額になったと、私もそういうふうにならないようにしっかりとお願いしたいなと。全体的にはこのとおりでよろしいです。そういう意味で、できれば再調査なんか、連絡協議会を持たないような形で進めていただければありがたいなと思っておりますので、なお一層子供たちについてはしっかりと見守っていただきたいと思います。私からは以上でございます。
 - 総務課長（伊勢 聡） そのほかございますでしょうか。委員長。
 - 教育委員長（後藤真琴） 町長さんからご指摘いただきましたように誤字脱字がないように準備していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
 - 総務課長（伊勢 聡） そのほかございますでしょうか。
ないようでございますので、本日の協議事項については全て調整が終わったということでございます。
-

日程第4 その他

- 総務課長（伊勢 聡） 全体を通して何か御意見、御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。ございませんか。（「ございません」の声あり）
-

日程第5 閉 会

- 総務課長（伊勢 聡） それでは、次回の総合教育会議の開催日程等につきましては、教育委員の皆様方へは事前に教育委員会事務局を通じて調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして平成28年度第3回美里町総合教育会議の一切を終了いたします。
大変お疲れさまでした。

午後4時50分 閉会

上記、会議の内容に相違がないことを証するため、ここに署名いたします。

平成 2 8 年 1 1 月 日
